

■議案第42号 町道路線の廃止について

【要旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を廃止することについて議会の議決を求めようとするものです。

〔東大奈路線〕

本路線は、当地区に計画されたホテル等への進入路として認定されたもので、地域住民の雇用も期待されることから高知県の産業振興計画に位置付け、事業者と連携して整備を行う予定となっていました。計画が中止されたため、道路台帳から削除するものです。

路線概要

| | | |
|------|---------------|------|
| 整理番号 | 689 | 延長 |
| 路線名 | 東大奈路線 | 170m |
| 起点 | 東大奈路字丸山513-11 | |
| 終点 | 東大奈路字源太夫谷519 | |

【根拠法令】

四万十町町道の認定基準に関する規程（抜粋）

（認定基準）

第2条 前条の認定に当たっては、次に掲げる基準によるものとする。

- (1) 公共施設への連絡路であるもの
- (2) 港、駅等への連絡路であるもの
- (3) 隣接市町村への連絡路であって重要であるもの
- (4) 3戸以上の集落への連絡路であって生活道として重要であるもの
- (5) 人家密集地帯の連絡路であって生活道として重要であるもの
- (6) 国道及び県道との連絡上重要であるもの
- (7) 町道間の連絡上重要であるもの
- (8) 3戸以上の住宅が接しているもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、行政上特に認定の必要があるもの